

桐生市庁舎建設基本計画検討有識者会議の概要及び今後の進め方

1. 桐生市庁舎建設基本計画検討有識者会議の概要

(1) 目的

専門的かつ幅広い見地から意見及び助言を得るとともに、市民や各団体、有識者の立場での庁舎建設基本計画（案）の検討を行う。

(2) 会議の概要

①会議の公開

原則公開とします。

②協議事項

ア 新庁舎に対する各委員の意見・要望を聴取します。

イ 市役所内の各部の代表課長で組織する桐生市庁舎建設基本計画策定委員会で検討した庁舎建設基本計画（案）について意見等を伺います。

2. 桐生市庁舎建設基本計画の策定体制及びスケジュール

(1) 桐生市庁舎建設基本計画の策定体制（別紙参照）

①桐生市庁舎建設基本計画策定委員会と連動して庁舎建設基本計画（案）について意見等を伺います。

②庁舎建設基本計画（案）の策定後にパブリックコメントを行い、市民意見の反映結果について協議を行ったうえで庁議にて決定します。

(2) 庁舎基本計画策定及び基本設計までのスケジュール（別紙参照）

3. 会議日程(予定)

(1) 年内の開催予定日

第2回 令和2年11月25日（水）

第3回 令和2年12月22日（火）

(2) 開催時刻の協議

両日とも午後6時30分の開催を予定していますが、この後、ご意見を頂き検討をお願いします。

(3) 会議時間

会議時間は1時間30分を目途とします。

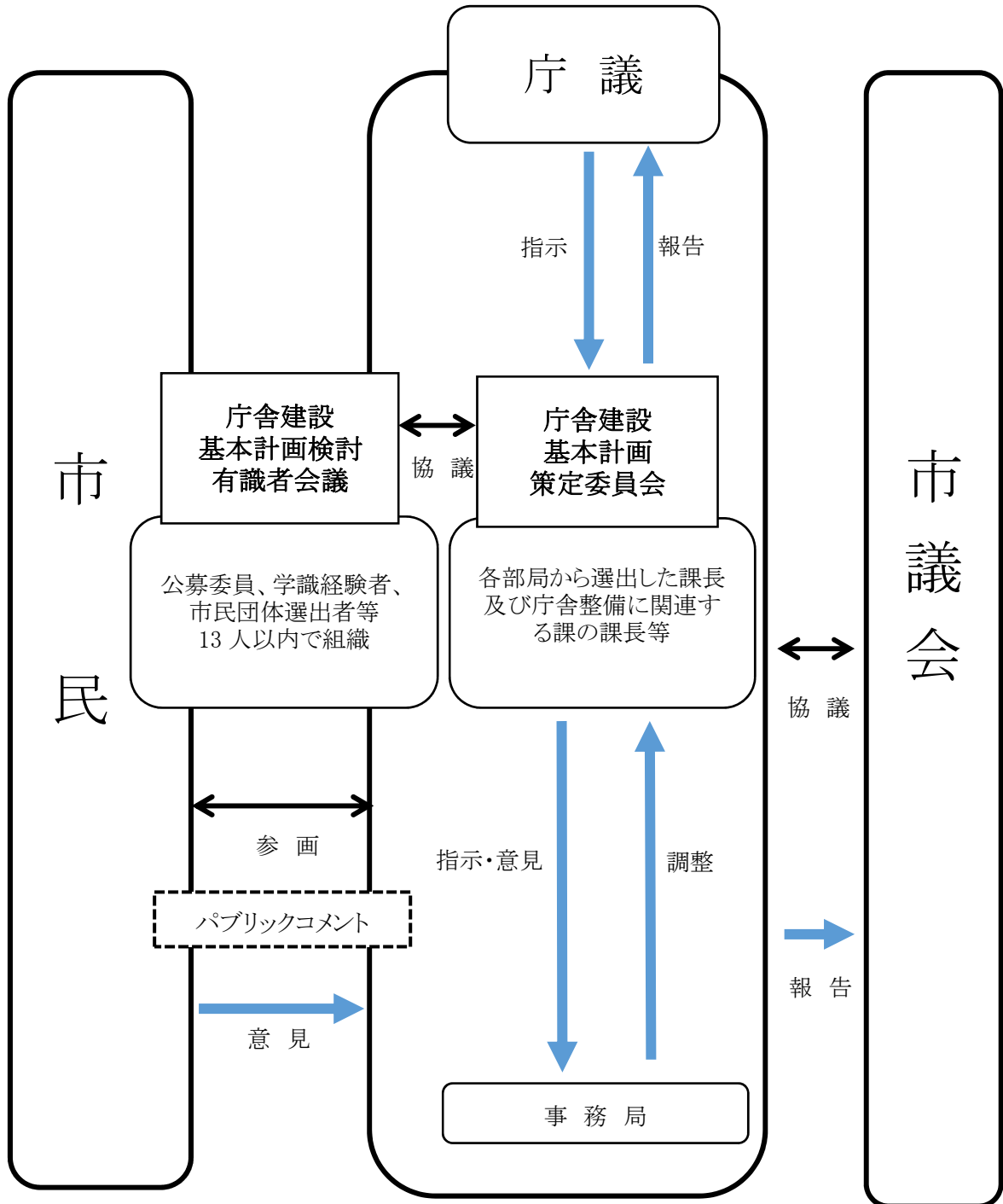
(4) 会議の代理出席

名簿の区分にあります有識者会議設置要綱第3条第2項第2号の各種団体から選出された委員の皆様につきましては、選出団体内での代理の出席も可能です。

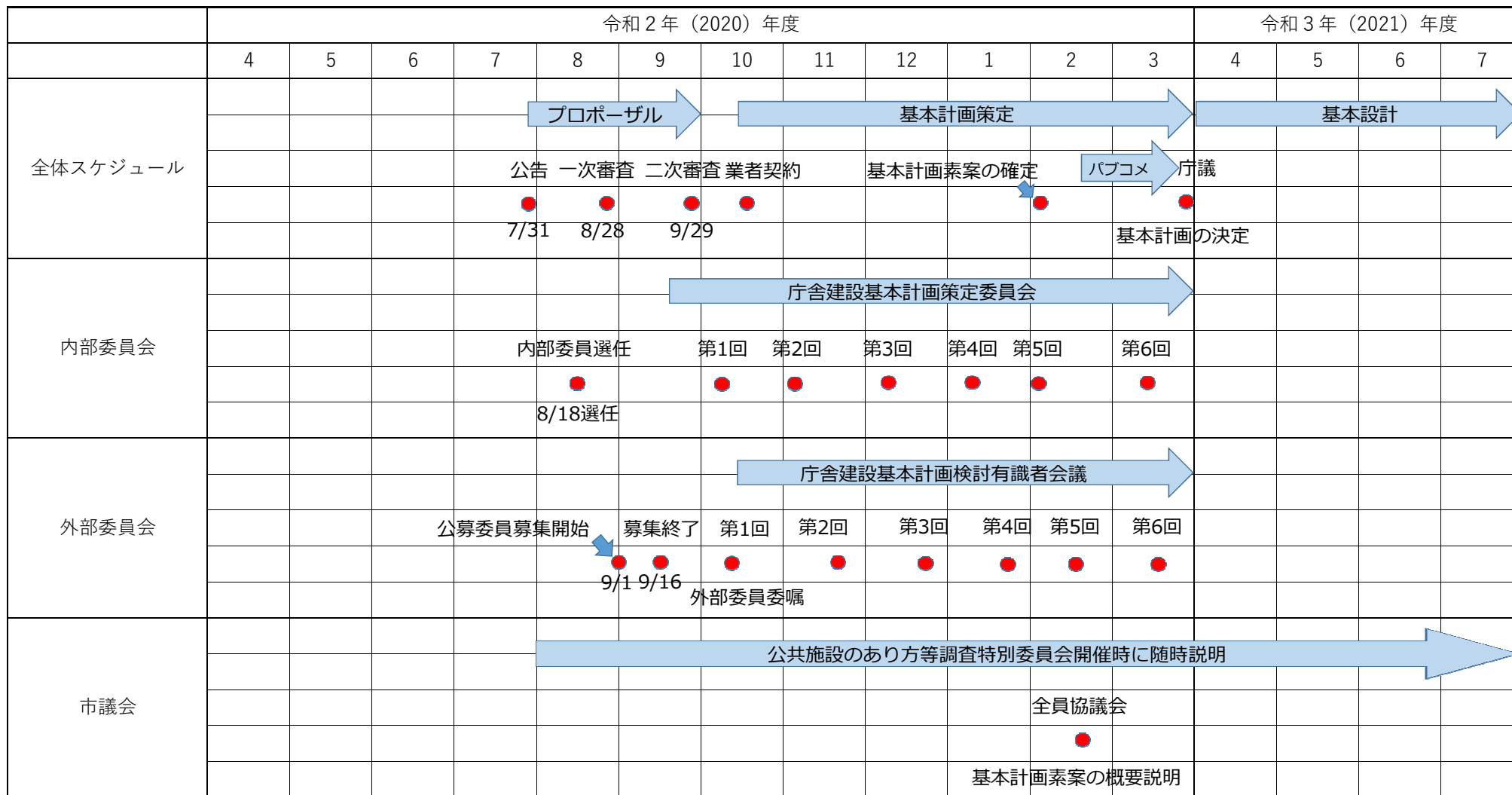
(5) 令和3年1月以降の開催予定

毎月1回程度の開催を予定していますが、庁舎建設基本計画（案）の進捗によっては、会議の開催を増やす場合があります。

桐生市庁舎建設基本計画の策定体制



桐生市庁舎建設基本計画策定及び基本設計までのスケジュール



※現時点での想定案であり、事業者とも調整を行っているため変更になる場合があります

○桐生市庁舎建設基本計画検討有識者会議設置要綱

(令和2年8月18日施行)

(設置)

第1条 桐生市庁舎建設基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に当たり、専門的かつ幅広い見地から意見及び助言を得るため、桐生市庁舎建設基本計画検討有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について意見及び助言を述べるものとする。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) その他本庁舎整備に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 有識者会議は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体等から選出された者
- (3) 行政機関の職員
- (4) 公募により選出した市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委員の委嘱の日から、基本計画の策定が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 有識者会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 有識者会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 有識者会議において議決すべき案件があるときは、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めてその意見及び説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密保持等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、委員を退いた後においても同様とする。

(庶務)

第9条 有識者会議の庶務は、総務課庁舎建設準備室において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、委

員長が有識者会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年8月18日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、基本計画の策定が完了した日の翌日にその効力を失う。